

令和5年度基本方針

はじめに

コロナウイルスの世界的流行はやや落ち着きをみせてはいますが、感染リスクがゼロになったわけではなく、いまだ感染防止のための行動様式は継続しています。

このような状況のなか、新たに採用となった職員を含めて今年度から研修の機会を増やします。研修を通して職員の資質向上を目指し、視覚障害者への理解促進を図るとともに、円滑な法人運営、事業運営にあたっていきます。

また県内各支部と連携し、常に情報交換するとともに、会員のICT技術の向上を図り、スキルアップにつなげていきます。

1 ICT技術と視覚障害者

2021年9月にデジタル庁が発足しました。福祉大会などもオンライン開催が増え、日常生活においてもキャッシュレス化や様々な届出が電子申請化となってきています。身近なところではスーパーやコンビニではセルフレジが増えてきて、視覚障害者が単独で会計をするのが困難になってきています。このように多様化するデジタル機器に対応するには会員同士の情報交換が必要です。

また、日常生活に欠かせなくなっているスマホやパソコンなどの情報通信機器等の入手から操作方法までを含めて誰もが操作できるように研修する機会が必要です。

2 地域間格差と生活しづらさ

コロナ禍において、物価高騰、食料品や高熱費の値上げが続き、さらには白杖や点字用紙など、私たちに必要なものまで値上げの波が止まりません。そこで、国や地方自治体に早急に日常生活用具の給付額の見直しを要望していかなければなりません。

また、移動に不可欠な公共交通機関であるバス路線が各地で廃線、減便されて、生活のしづらさに追い打ちをかけています。県内のすべての公共施設において、ハード、ソフト両面から視覚障害者が移動しやすい環境づ

くりを要望していく必要があります。

3 視覚障害者の社会自立と就労

厚生労働省は重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について、令和2年度より「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の実施を開始しました。これにより現在障害福祉サービスにおいて支援が受けられない経済活動とされる時間に必要な支援が受けられるようになります。

しかし、雇用側の理解が得られないケースや、事業の実施自治体がまだ県内では少ないのが現状です。実施されても、委託された事業所職員の育成、人材の確保等、まだまだクリアしなければならない課題があります。

4 外出支援の更なる充実へ

同行援護事業所「岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ」は開所から5年目を迎えます。近年、協会の会員をはじめ、中途失明者からのガイドの依頼件数も増えてきており、事業所職員、ガイドヘルパーとも人材の確保は引き続き急務です。今年度はこれまでコロナ禍により開催できなかった利用者交流会、研修会を開催し、ヘルパーと利用者相互の交流を図っていきます。

5 法人職員の資質向上

令和3年度制度改正に伴う運営基準の見直しにより、虐待防止の更なる推進と身体拘束等の適正化の推進のため、障害福祉サービス等事業所において、令和4年度より虐待防止および身体拘束等の適正化にかかる取組が義務化となりました。

これにより、当法人においても障害者虐待防止および身体拘束適正化委員会を設置し、すべての職員、従業員を対象として研修会を開催します。また、視覚障害者への理解促進、円滑な法人運営、事業所運営、優秀な人材育成のための職員研修を定期的に行います。

コロナ禍において会員同士の交流の場が減少していましたが、感染対策をしつつ各種大会や行事の開催を推進するとともに、会員相互の交流を図ります。

以上、以下の五つの理念を基本としながら令和5年度の基本方針とします。

【五つの理念】

- 1 視覚障害者の自立支援
- 2 視覚障害者本位の生活支援
- 3 開かれた経営
- 4 障害者福祉の一体化活動
- 5 地域と共生の福祉活動

【基本方針】

- 1 岩手マッサージセンター事業所の運営
- 2 同行援護事業所（岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ）の運営充実及び同行援護従業者養成研修事業の推進
- 3 日中一時支援事業所「ジャンプの家」及び社会参加促進事業の運営
- 4 岩手県視覚障害者福祉協会結成70周年記念事業の実施
- 5 支部活動支援・青年部及び女性部活動への支援
- 6 弱視者への支援及びロービジョンネットワークへの協力
- 7 移動支援環境の整備及び視覚障害者福祉サービスの地域間格差の解消への取り組み
- 8 災害時の視覚障害者への対応
- 9 あはき師の就労支援及び無資格施術への注意喚起活動
- 10 岩手県視覚障害者団体連絡協議会活動への協力
- 11 日視連・東視連等、関係団体との連携と相互理解の推進
- 12 情報発信の強化

以上、令和5年度の基本方針とする。

令和5年度 事業計画書

1 事業計画の基本的考え方（本協会及び法人の「理念」「綱領」）に基づいた計画とします。

1. 岩手マッサージセンター事業計画

（目的）

- (1) 当事業所は、就労継続支援B型事業所（平成22年4月開所）として、利用者が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供する。
- (2) 利用者の生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のため必要な訓練とその他の便宜を適切効果的に行う。

（内容）

- (1) 当事業所は、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障害者で、自営又は雇用されることが困難な人に利用してもらい、もって必要な技術と生活の質の向上に努め自立更生を図る。
- (2) お客様の生活の質の向上や健康管理、介護予防のお役に立つよう心を込めてサービスを提供する。
- (3) 事業所における研修の機会を積極的に設ける。

- (4) 利用者のニーズに応じて自立した日常生活と社会参加ができるよう支援する。そのため、利用者本位で高品質なサービスを安定的に提供できるように業務を通じてレベルアップを図る。
- (5) 利用者及び職員の福利厚生支援として、健康診査、感染症予防接種、通勤時の保険に加入する。

(利用登録者) 岩手マッサージセンター 10名(予定)

(サービス提供日) 火曜日から日曜日(第3火曜日、8月13日から16日及び12月30日から1月3日までを除く)

(サービス提供時間) 8時から18時まで

(被施術者(お客様)) 4,800人(年間延べ目標)

400人(月平均延べ目標)

2. 令和5年度岩手ガイドヘルパーセンターあゆみ事業計画

<事業の種類>

- ・同行援護サービス

<運営方針>

- ・関係法令を遵守し、関係機関と連携を図りながら、利用者が社会自立と社会参加のための外出ができるよう代筆・代読を含めたサービスの提供に努める。

<事業計画>

1、 基本事業

- ・ 事業の主たる対象者は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等とする。
- ・ 同行援護受給者証交付を受けた方の契約手続き、サービス計画の作成、関係各所との連絡調整等を行いガイド計画を実施する。

2、 サービスの向上に努める

- ・ 虐待防止・身体拘束の必須研修の実施、ガイドヘルパーの資質向上 研修開催、毎月 1 回のガイドヘルパーミーティングを充実させ、より良いサービス提供に活かしていく。

<年間目標>

- ・ 令和 4 年度 12 月現在 11, 320, 700 円
- ・ 令和 5 年度目標
- ・ 月平均 450 時間、 年間 5, 400 時間
- ・ 月平均 150 件、年間 1800 件
- ・ 月平均 1, 000, 000 円、年間 12, 000, 000 円

※目標設定の根拠

定期的な通院や生活上必要な買い物等のガイド依頼は変わらずあり、更に今年度は、今まで自制していた遠方や長時間のガイドが予測される。また、イベント等も活発になる事も予測されるので、外出頻度は増える事が考えられる。

<目標達成の為の具体策>

(1) 同行援護従業者養成研修の実施

→令和5年度 6月、7月に実施予定。

養成研修を実施し、課題のガイド登録者を増やせるようにする。

開催要綱を広く呼びかけ参加者を確保していく。

(2) 利用者交流会の計画

→年1回程度開催してきた利用者交流会を定期開催し、利用者とガイドとのコミュニケーションの場として活かし今後のガイド活動につなげていく。

(3) 利用者様や、関係各所との連絡を円滑にし、安心して任せて頂ける事業所づくりを目指す。

3. 日中一時支援事業「ジャンプの家」事業計画

(目的)

障害者自立支援法に規定する障害者等に対して、日中における活動の場を提供することにより、障害者等の就労を支援するとともに障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、もって障害者等の福祉の増進に資する。

事業内容

- 1 コミュニケーション支援(パソコンやその他情報機器操作、点字の読み書きなど)
- 2 日常生活自立支援(白杖歩行訓練など)
- 3 生涯学習支援(一般教養など)
- 4 余暇活動支援(視覚障害者の文化芸術・スポーツ・趣味娯楽など)

利用対象者

日中一時支援事業実施事業所基準に基づく。

利用日 火曜日から金曜日

定休日 毎週月曜日、毎月第3火曜日

利用時間 午前10時から午後5時まで 1人2時間以上

利用料 受給者証に基づく受給決定による。

コロナ禍ではあるが、感染対策をしつつこれまでと大きく変わらず支援を継続する。

今年度も定期的な余暇活動支援や、月に一度の利用者交流会を開催する。

課題としては高齢利用者、中途失明者の通所問題と、新規利用者の獲得である。

令和5年度行事計画

- 5月21日（日）～22日（月） 第76回全国視覚障害者福祉大会
（奈良大会）
- 5月26日（金） 決算監査
- 6月2日（金） 第1回理事会（17：30～視福会館）
- 6月3日（土）～4日（日） 第24回北海道・東北地区グランドソフト
ボール予選大会福島大会
- 6月8日（木）～10日（土） 同行援護従業者養成研修一般過程（アイーナ）
- 6月18日（日） 定時評議員会（視福会館）
- 7月14日（金）～15日（土） 同行援護従業者養成研修応用過程
（アイーナ）
- 7月16日（日） 第1回支部長委員会（視福会館）
- 7月22日（土） 第2回東北視覚障害者団体連合役員会（未定）
- 7月30日（日） 第18回岩手県視覚障害者福祉大会
（盛岡総合福祉センター・オンライン）
- 8月30日（水）～31日（木） 第69回全国視覚障害者女性研修大会
（神奈川県藤沢市）
- 9月10日（日） 職業研修会 会場未定
- 9月17日（日）～18日（月） 第69回全国視覚障害者青年研修大会
（札幌）
- 10月15日（日）～16日（月） 第22回東洋療法推進大会 in 岩手
（アートホテル盛岡）
- 10月29日（日）～30日（月） 第60回東北視覚障害者福祉大会
記念大会（青森県）
- 11月4日（土） 中間監査・第2回理事会（視福会館）
- 12月3日（日） 第2回支部長委員会（視福会館）
- 12月10日（日） キャリアアップセミナー（会場未定・オンライン）
- 2024（令和6）年
- 2月4日（日） 岩手県視覚障害者団体連絡協議会意見交換会
（視福会館・オンライン）
- 3月2日（土） 第3回理事会（視福会館）
- 3月24日（日） 第3回支部長委員会、青年部長・女性部長会議
（視福会館）